



ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮

第4次西宮市総合計画(中間改定)

2009

2013

2018

NOMIYA



(本誌)

平成 26 年度改定について…………… 1

基本計画総論

第 2 計画の基本指標…………… 2 38 ~ 39

第 4 都市空間整備の基本的な方向…………… 4 44 ~ 45

基本計画各論

まちづくり編

[いきがい・つながり]

No.9 スポーツ・レクリエーション活動の推進…………… 6 70 ~ 71

[すこやか・はぐくみ]

No.10 子育て支援の充実…………… 8 72 ~ 73

[あんしん・あんぜん]

No.20 医療サービスの充実…………… 10 92 ~ 93

No.22 災害・危機に強いまちづくり…………… 12 96 ~ 97

No.23 消防・救急救助体制の充実…………… 14 98 ~ 99

[うるおい・かいてき]

No.33 緑の保全と創造…………… 16 118 ~ 119

No.37 良好な市街地の形成…………… 18 126 ~ 127

計画推進編

No.6 計画的な施設の整備・保全…………… 20 145

第4次西宮市総合計画・基本計画の改定について

●平成 26 年度改定について

「第4次西宮市総合計画」は、長期的なまちづくりの基本的方向などを示したもので、「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」を基本目標とした平成 21～30 年度の 10 カ年計画です。めざすまちの姿を示す「基本構想」を頂点に、「基本計画」、「実施計画」の3層構成としています。「基本計画」については、社会経済状況の変化や各施策の進捗状況、新たな行政課題などを検証し、平成 25 年度に中間改定を行いました。平成 26 年度に、アサヒビール西宮工場跡地関連を中心に必要な変更を行いました。

1. 総論の変更内容

財政

計画後期(平成 26 年度～30 年度)に投資的事業などに充てることのできる一般財源を、約 392 億円から約 405 億円へ変更

都市構造の設定

「アサヒビール西宮工場跡地周辺地域を新たな都市拠点とし、新たなゾーン(ダイヤモンドゾーン)の形成を目指す」との記述を削除

2. 各論の変更概要

施策 No.9 スポーツ・レクリエーション活動の推進	施策 No.10 子育て支援の充実
●新中央体育館について、「アサヒビール西宮工場跡地での整備」との記述を削除	●子ども・子育て支援新制度への移行にあわせて、その趣旨に沿った表現の修正及び指標の変更
施策 No.20 医療サービスの充実	施策 No.22 災害・危機に強いまちづくり
●市立中央病院について、「アサヒビール西宮工場跡地への移転新築」を削除し、「市内の医療環境の改善を図るため、県立西宮病院との統合を視野に入れた取組みを進める」に変更 ●当分の間、現施設で継続して医療を提供していくため、建物の耐震化等の大規模改修や医療機器の更新などの実施を追加	●「アサヒビール西宮工場跡地に多目的・防災公園を整備する」との記述を削除
施策 No.23 消防・救急救助体制の充実	施策 No.33 緑の保全と創造
●西宮消防署について、「アサヒビール西宮工場跡地での」との記述を削除 ●「(仮称)総合防災センターへの消防本部の移転を検討する」との記述を削除	●「アサヒビール西宮工場跡地に多目的・防災公園を整備する」との記述を削除
施策 No.37 良好な市街地の形成	計画推進編 No.6 計画的な施設の整備・保全
●アサヒビール西宮工場跡地について、「医療、スポーツ・レクリエーション、防災機能等を併せ持つ新たな都市拠点と位置づけ公共施設の整備と併せた計画的なまちづくりを進める」との記述を削除し、「地区計画等の指定により、南部市街地の中心部に位置する交通至便な立地条件を活かした良好なまちづくりの実現を目指す」に変更	●(仮称)総合防災センターの整備について、「市民サービスの向上や危機管理体制の強化を図るため、本庁舎及び周辺の公共施設について、老朽化等による建替え更新とあわせた機能の集約化や適正配置など、総合防災センター機能を含めた総合的な整備計画を策定し、効果的な施設整備を進める」に変更

第2 計画の基本指標

■ 将来人口の推計

(人)

	平成19年 2007	平成20年 2008	平成21年 2009	平成22年 2010	平成23年 2011	平成24年 2012
全 市	472,481	476,329	479,192	480,920	482,382	483,000
本 庁	191,708	193,902	195,299	196,557	197,644	199,000
鳴 尾	99,164	99,166	99,137	99,118	98,836	98,000
瓦 木	70,322	71,512	72,383	72,833	73,443	74,000
甲 東	66,639	66,548	66,869	66,877	66,869	67,000
塩 瀬	26,866	27,237	27,444	27,552	27,538	27,000
山 口	17,782	17,964	18,060	17,983	18,052	18,000

	平成25年 2013	平成26年 2014	平成27年 2015	平成28年 2016	平成29年 2017	平成30年 2018
全 市	485,000	487,000	488,000	490,000	490,000	491,000
本 庁	200,000	201,000	202,000	203,000	204,000	205,000
鳴 尾	98,000	98,000	98,000	98,000	98,000	97,000
瓦 木	75,000	75,000	75,000	76,000	76,000	77,000
甲 東	67,000	67,000	67,000	66,000	66,000	66,000
塩 瀬	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
山 口	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000

※端数処理の都合上、全市と地区合計が一致しない年がある。

ii) 年齢構成

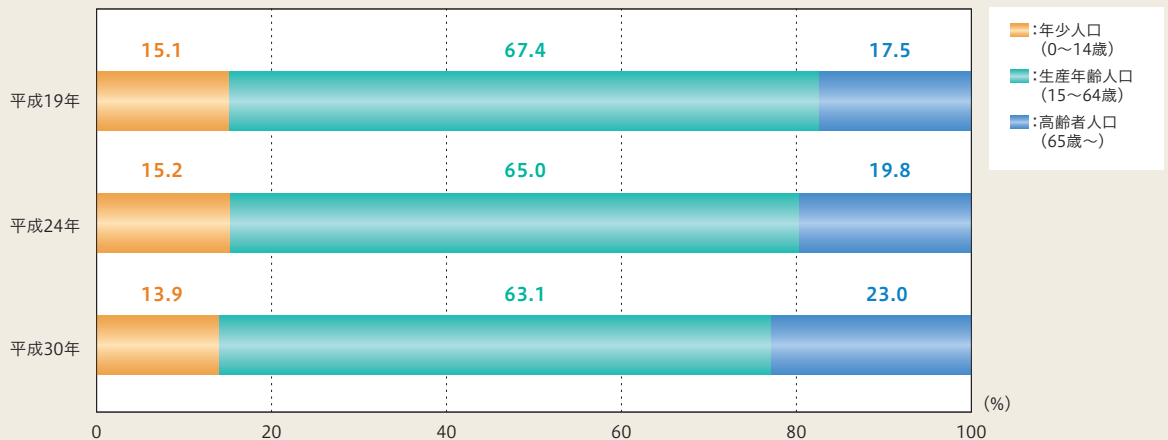
平成24年(2012年)4月1日現在、わが国の総人口における年齢構成は、年少人口(0～14歳)が13.0%、生産年齢人口(15～64歳)が63.3%、高齢者人口(65歳～)が23.7%となっていますが(※1)、同時期の本市の年齢構成は、全国平均よりも若く、年少人口が15.2%、生産年齢人口が65.0%、高齢者人口が19.8%となっています(※2)。

しかし、全国的にみられる少子高齢化の流れは、本市においても例外ではなく、今回の推計結果によると、年少人口については、平成23年をピークにその後減少し、高齢者人口については本計画の目標年度である平成30年度(2018年度)には、その割合が23%に達することが見込まれます。

(※1) 総務省統計局データより

(※2) 住民基本台帳及び外国人登録人口

■ 年齢階層別割合



2 経済指標

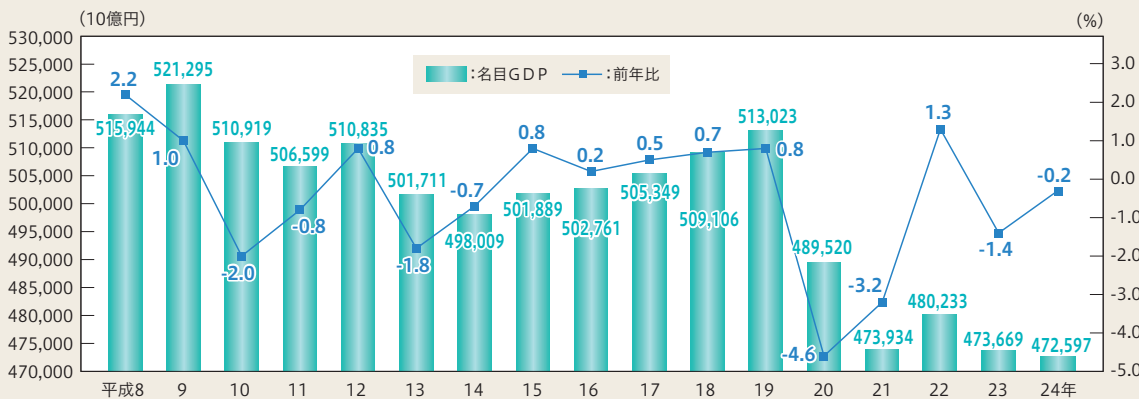
わが国の経済は、バブル経済の崩壊後、景気が長期にわたって低迷してきましたが、平成14年を底として改善に向かっていたものの、平成20年のリーマン・ショックにより再び景気は下降し、低成長やデフレから脱却することができませんでした。

しかしながら、平成25年において、政府は、積極的に取り組んでいる大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦

略という「三本の矢」の効果等もあり、景気は着実に上向いてきており、緩やかに回復しつつある、との見通しを公表しています。

また、政府は、社会保障と税の一体改革を進める中で、社会保障を充実・安定化させるための財源として、平成26年4月からの消費税率の引き上げを決定しました。今後に向けては、景気への影響を緩和するための施策が予定されています。

■ 名目GDPと成長率



3 財政

平成18年度末から19年度当初にかけて策定した当初計画の財政的な枠組みは、GDP名目経済成長率を1.5%、平成30年度の人口を509,000人と見込み、計量経済学的手法を用いて推計し、計画期間中の10年間に道路や建物の整備・建設といった投資的事業などに充てることのできる一般財源(普通会計ベース)は約915億円と見込んでいました。

しかしながら、平成20年夏以降、急激に経済状況が悪化し、経済成長も伸び悩んだことから、基本計画の中間見直しに際し、財政的な枠組みについても見直しを行ったところ、計画後期(平成26年度～30年度)に投資的事業などに充てることのできる一般財源は、当初の約769億円から約405億円と大きく減額の見通しとなっています。

このため、計画に掲げた事業・施策について、一部先送りや経費の節減、実施時期の平準化のほか特定財源の充当などを図るとともに、新たな行政課題にも対応できるよう、必要な見直しを行い、事業費ベースでは、一定の所要額を確保できる見込みとなりました。

なお、景気の動向は予測困難であり、また、社会保障と税の一体改革による地方財政全体への影響も考慮していく必要があることなどから、引き続き、毎年度見直しを行う3か年の実施計画や予算編成の中で、事業・施策について選択と集中による優先度付けや実施時期の平準化など必要な調整を図りながら、実質公債費比率などの4つの財政指標を踏まえ、健全な財政運営に努めます。

第4 都市空間整備の基本的な方向

本市は、恵まれた自然環境と交通至便な立地条件を生かして活発な都市活動が営まれ、阪神間の市街地の主要な一面を形成し、住宅を中心に商工業など多様な都市活動が営まれている南部地域と、事業系の土地利用を中心とした臨海地域、そして六甲山系の豊かな自然環境の中に郊外型住宅地が連なる北部地域の3地域に大別されます。

都市空間の整備にあたっては、市街地の形成過程や日常の生活圏、自然環境等を考慮のうえ、都市構造や土地利用の方向を明確に示すとともに、市街地の整備や都市機能の適正な配置、都市交通体系の確立、防災機能の向上、公園緑地の整備、都市景観の育成などを図り、地域の個性や魅力を生かした誰もが快適で暮らしやすいまちづくりを進めます。

① 地域別整備方針

(1) 南部地域

南部地域においては、合理的で秩序ある土地利用を進め、良好な住環境や産業環境、都市景観を育成するとともに都市の基盤整備や都市施設の整備に努め、災害に強く魅力的で活力ある市街地の形成を目指します。

(2) 北部地域

北部地域においては、無秩序な開発を防止し、自然環境や農地の保全に努めるとともに、交通条件の整備など都市機能の充実と生活環境の改善に努め、地域の特性に応じた市街地の形成を目指します。

(3) 臨海地域

臨海地域においては、自然海浜の保全や公園緑地整備等により魅力ある親水空間と景観の形成に努めるとともに、内陸部との連携を図りつつ、良好な産業環境の維持、育成や産業活動の振興に努めます。

② 都市構造の設定

(1) 都市核・地域核等

阪急西宮北口駅周辺地区および市役所周辺を含めた阪神西宮・JR西宮駅周辺地区をそれぞれ都市核とし、本市の拠点にふさわしい魅力的なまちなみの形成に努め、両都市核の連携に努めます。

また、主要な駅前を中心とする商業地等を地域核とし、地域住民の日常生活の拠点として、地域に適した商業集積や住民サービス施設の誘導に努めます。

(2) 都市軸

広域的な道路や鉄道などのネットワークを都市軸として設定し、商業・業務機能、教育・文化施設、緑地などの連携を強化するとともにその機能の向上に努めます。

③ 土地利用の基本方針

誰もが快適、安全に暮らせる都市の実現に向け、適切に土地利用を誘導します。

本市の恵まれた都市環境や自然環境を今後も維持、向上させ、快適な市民生活と活気に満ちた都市活動が営まれるよう、市民、事業者、市の協働を基本として、都市計画の土地利用制度や地区計画等の活用にあつめます。

市街化区域については、既存の保有資産を有効に活用し、住宅、商業、工業等の適正な配分のもと土地利用を誘導し、それぞれの地域の良好な環境の維持、向上に努めます。

特に、都市環境や周辺の住環境などに与える影響が大きい大規模な土地利用の転換に対しては、西宮の将来にふさわしいまちづくりや良好な都市環境を誘導するため、用途地域等による土地利用制限にあわせ、必要に応じて地区計画等の指定に取り組みます。

市街化調整区域については、新たな市街地の拡大を防止し、貴重な自然緑地等として保全に努めるとともに、既存集落について市街化調整区域としての指定を基本に地域の健全な発展に向けた取組みの調整を進めます。



スポーツ・レクリエーション活動の推進

現状と課題

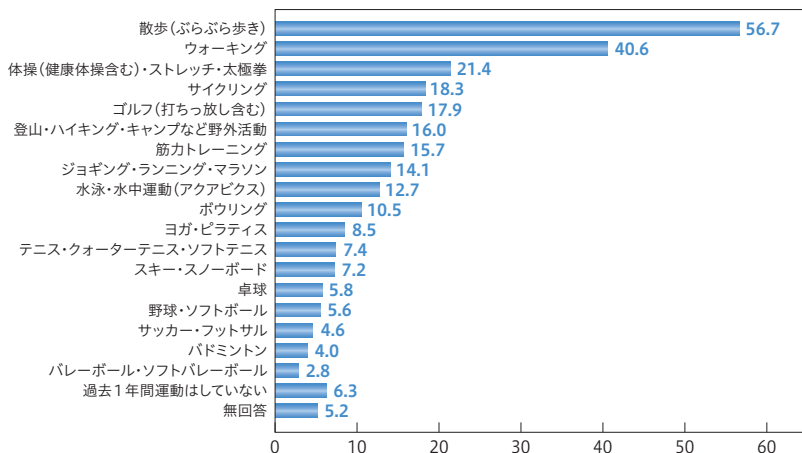
少子高齢化が進行する中で、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、市民一人ひとりが関心、適性等に応じて、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを安全に楽しめる環境を整備するよう努めています。

スポーツ・レクリエーション活動は子どもたちの健全育成、市民の健康増進・体力づくりや交流の場として重要な役割を果たしています。

- 本市のスポーツ・レクリエーション活動については、(一財)西宮市体育協会や地区スポーツクラブ 21 等の関係団体、(公財)西宮スポーツセンターと連携する中で、多種多様なプログラムやスポーツ施設情報の提供など、ニーズに合わせたサービスを展開しています。
- 各小学校区を基本として 40 のスポーツクラブ 21 が設置され、登録者数は約 1 万 4 千人となっています。地域スポーツの中心的な役割を担っており、学校体育施設開放事業や地区運動会に多くの市民が参加しています。安定したクラブ運営には会員の増加が必要であり、自主・自立した運営を行うためには、自主財源の拡充が求められています。
- 社会体育リーダーバンクの登録者数が減少しており、スポーツ・レクリエーション活動の普及・定着を図るための、指導者や団体の育成などが求められています。
- 本市は、六甲山系の緑、武庫川・夙川の河川敷緑地、臨海地域の親水空間などのレクリエーションゾーンに恵まれています。また、体育館(市立 9 か所)、陸上競技場(市立 1 か所)、野球場(市立 7 か所)、テニスコート(市立 6 か所)など多くの公的・民間施設が立地していますが、市立中央体育館や陸上競技場など、老朽化対策が求められている施設もあります。

■ 過去 1 年間に行った種目(上位 20 項目)

(%)



注)いくつでも選択可 平成24年(2012年)運動・スポーツに関するアンケート調査



第 1 回にのみや里浜リレーマラソン

基本方針

多くの市民が各種スポーツ・レクリエーション活動を通じて、健康の保持・増進や体力の向上をめざすとともに、スポーツ・レクリエーションを通じたさわやかな交流が促進され、生き生きとした生活ができる社会をめざします。

主要な施策展開

(1) スポーツ推進計画の策定

子どもから高齢者まで、あらゆる世代における市民のスポーツに対するニーズを的確に把握し、それぞれに応じた施策を展開するため、スポーツ基本法の趣旨を踏まえるとともに、市民を対象とした「運動・スポーツに関するアンケート調査」の分析結果も活用し、今後 10 年間の本市のスポーツ施策の方向性を示すスポーツ推進計画を策定します。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

より多くの市民が健康で生き生きと生きがいをもって暮らせる社会づくりに向け、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、市民ニーズに沿ったニュースポーツなどのプログラムの提供に努めます。

(3) 各団体との連携・団体への支援活動

市民一人ひとりが日常生活の中にスポーツ・レクリエーションを取り込み、定着させることができるよう、(一財)西宮市体育協会や地区スポーツクラブ 21 等の関係団体、(公財)西宮スポーツセンターなどとの連携及び団体への支援活動に取り組みます。なお、市内の既存団体や組織、アスリート団体、大学、企業などとの官民連携により、市内のスポーツ資源の最大限の活用を図り、地域の活性化やまちづくりに役立てていく方策を検討します。また、平成 25 年度に、(一社)ひょうごスケートが「ひょうご西宮アイスアリーナ」を整備したことに伴い、市民がウィンタースポーツに触れる機会を提供し、スケートを通じた交流、健康増進の場として活用できるよう方策を検討します。

(4) 指導者の育成

スポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、また、初心者に対する活動の普及と定着を図るため、指導者の育成に努めます。

(5) スポーツ・レクリエーション施設の充実

市民ニーズを把握し、公民の役割分担を踏まえ、市民が快適で安全にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、市内体育施設の整備と適切な維持管理に努めます。新中央体育館と新陸上競技場については、市民要望を的確に捉えて、中核市にふさわしい施設整備に着手します。また、北部地域に緑に囲まれたスポーツ施設として野球場、サッカーグラウンド等の整備を行います。

広く阪神間のレクリエーションゾーンとして、親しまれている西宮浜・甲子園浜・鳴尾浜、甲山・北山緑地、武庫川・夙川流域については、西宮浜総合公園の整備、緑地の保全等を図り、レクリエーション環境の整備に努めます。

市民一人ひとりの活動

- 一人ひとりのライフステージに応じて、体力づくりやスポーツ活動に取り組む。

まちづくり指標

指標の考え方

スポーツ推進計画で示した、本市における成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率を重点指標に位置付けます。また、スポーツの普及振興及び競技力の向上をめざして、市民体育大会の参加者数の増やスポーツ活動の拠点となる体育館等の施設の効率的な活用に努めます。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	市内の成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	%	-	37(H23)	50	↗
		式	-			
	H30目標値の設定理由 国のスポーツ基本計画で示された目標値と本市の過去の実績値を考慮して設定					
○	市民体育大会参加者数	人	20,498	19,343	20,000	→
		式	-			
	H30目標値の設定理由 平成19年度の当初値から減少傾向で推移しているため、平成19年度以前の水準まで回復することを目指して目標値として設定					
	体育館利用稼働率	%	87.2	86.2	90.0	↗
		式	施設利用区分/施設利用全可能区分			
	H30目標値の設定理由 稼働率の低い体育館を除いた平均値を全体館の稼働率の目標値として設定					



NO. 10 | 子育て支援の充実

現状と課題

国は、少子化対策の一環として平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

本市では、同法に基づき平成 17 年に「西宮市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援施策の充実に取り組んできました。

さらに、平成 24 年には質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援を目指した「子ども・子育て関連3法」が制定されました。このことから、本市では「西宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援の充実に努めていきます。

- 子育て支援を目指した「子ども・子育て関連3法」が制定されました。このことから、本市では「西宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援の充実に努めていきます。
- 本市では、「子どもが輝くまち・人にやさしいまち 西宮へ ～子育てするなら西宮～」を基本理念に、地域における子育て支援や保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実などについて、計画に基づいた施策の推進を図るとともに、進捗状況について検証しています。
- 本市の 18 歳未満の子どもの数は、平成 18 年をピークに減少し、その後、横ばいの状況が続きますが、就学前の子どもは平成 18 年度以降、減少傾向にあります。

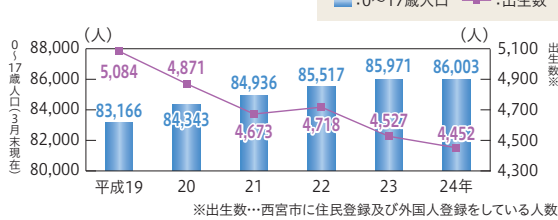
しかしながら、保育需要率は年々増加傾向にあり、新たな保育所や分園、小規模保育施設等の整備が必要となっています。

- 増加傾向にある保育需要に対応するため、保育所の新設や分園の設置といった取組みを引き続き進めていく必要がありますが、幼児期の教育・保育を総合的に提供する幼保連携型認定こども園の整備についても、検討を進める必要があります。

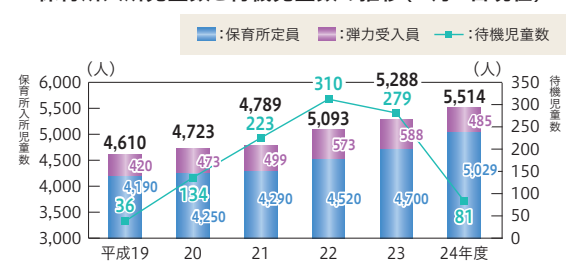
また、就学後の児童を対象とした留守家庭児童育成センターについても、利用児童数の増加に対応するため、施設の増設に取り組んでいます。

- 核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化により、孤立した環境で子育てをする家庭が増えています。身近に相談できる相手がおらず、子育てに悩み、不適切な養育に陥る場合もあります。こうした背景が児童虐待の相談件数増加の一因であることから、地域での子育て支援が求められています。

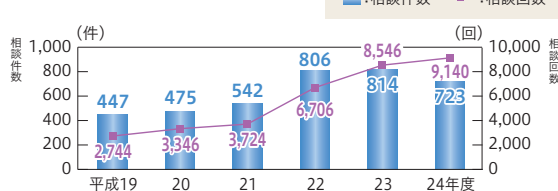
0～17歳人口と出生数の推移



保育所入所児童数と待機児童数の推移(4月1日現在)



虐待相談の年度別推移



基本方針

「西宮市次世代育成支援行動計画」に基づき、行政をはじめ家庭や地域・学校・企業などが一体となって、安心して子どもを生み、健やかに育てる総合的な子育て環境の充実に取り組んでいきます。

主要な施策展開

平成 27 年からは子ども・子育て関連3法施行に伴い策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進に取り組みます。

(1) 子育て環境の充実

近年の核家族化や地域コミュニティの希薄化の中での孤独な子育てで、育児の負担感や育児不安に悩む家庭が増えてきています。このような社会的背景から、地域全体で子育てを支える取組みとして、健やか赤ちゃん訪問事業や地域子育て支援拠点事業など地域と連携した取組みに努めます。

さらに、多様な働き方や生き方を実現するため、育児休業制度の普及・啓発やワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むなど、子育てと仕事の両立ができる環境づくりを推進します。

(2) すべての家庭に対応した自立支援

子育て家庭においては、社会的・経済的に様々な支援が必要であり、子育てに携わるすべての家庭を対象とした自立支援制度の普及・促進に努めます。ひとり親家庭や発達に課題がある子どもを持つ家庭、障害のある子どもを持つ家庭、DV被害者などが安心して子育てできるよう、相談体制・生活支援の充実や施設の環境改善に取り組みます。

(3) 地域における子育て支援の充実

親子(特に0～2歳児)が、いつでも自由に集い、交流や相談、情報提供などの支援が受けられる「地域子育て支援拠点事業」や親の身体的・精神的な負担軽減のための「一時預かり事業」など子育て支援事業の充実に取り組みます。さらに、地域が主体となって行っている子育て支援活動との連携や親自身が相互に協力し合いながら取り組んでいるサークルへの支援及び児童館的機能の全市展開など、地域での子育て支援の場を充実させていくとともに、老朽施設の建替えや耐震補強など環境整備に努めます。

(4) 保育サービスの充実

保育所待機児童の解消を図るとともに、多様化する保護者のニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、休日保育など保育サービスの充実を図り、保育士の確保と資質向上に努めます。さらに、保育所の耐震化や改修等の整備を行い、保育環境の改善に努めます。また、留守家庭児童育成センターについては、待機児童対策や障害児童の受け入れ及び施設の老朽化に伴う環境整備に取り組みます。

市民一人ひとりの活動

- 子育てに対する理解を深め、適切な協力や支援を行う。
- 地域での子どもの見守りや、子育てボランティアなどに参加する。

まちづくり指標

指標の考え方

待機児童の解消を目標に認可保育所や認定こども園、小規模保育施設等による定員数を重点指標とします。また、地域の子育て家庭が気軽に集え、専門のスタッフが子育てについての悩みや相談に応じる子育てひろばの利用者数と育児不安や孤立感を和らげ、虐待など不適切な養育を未然に防止・改善する健やか赤ちゃん訪問事業の面談率を指標に設定し、子育て支援の取組みを進めます。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	認可保育所等の定員数	人	4,190	5,029	6,859	↗
	H30目標値の設定理由	式	西宮市子ども・子育て支援事業計画における保育の量の見込み及び確保方策を目標に設定			
○	地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)利用者数	人/月	2,800	12,120	18,105	↗
	H30目標値の設定理由	式	西宮市子ども・子育て支援事業計画における地域子育て支援拠点事業の量の見込み及び確保方策を目標に設定			
	健やか赤ちゃん訪問事業面談率	%	5.0	89.0	100.0	↗
	H30目標値の設定理由	式	面談済み件数/訪問対象者数 対象全員の実施を目標に設定			

主な部門別計画

- 西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)【こども支援局:平成22年4月～平成30年3月】
- 西宮市子ども・子育て支援事業計画【こども支援局:平成27年4月～平成32年3月】



医療サービスの充実

現状と課題

高齢化の進展や医療の高度化に伴い、医療機能の充実と安全性の確保が求められています。

- 市内には、病院と診療所をあわせて約 800 の施設があります。救急医療については、応急診療所と在宅当番医制による1次救急、阪神南圏域(西宮市、尼崎市、芦屋市)での病院群輪番制による2次救急、県単位での重篤患者を対象とした救命救急センターによる3次救急までの体制が整備されています。
- 応急診療については、耳鼻咽喉科・眼科は尼崎医療センターで、歯科は西宮歯科総合福祉センターで、内科・小児科は西宮市応急診療所等で行っています。
- 小児科については医師不足が深刻で、1次救急の後送先を確保するため、平成 13 年度から県による小児科救急対応病院群輪番制がスタートしました。平成 20 年度からは、当番病院数を増やし、阪神南圏域で実施しています。今後、1次救急の診療時間帯等の更なる充実を図る必要があります。
- 市立中央病院は、地域の急性期病院としての機能を果たすとともに、救急告示病院として2次救急医療体制の維持に寄与し、1次救急医療体制を補完する役割を担っています。一方で、経営の健全化、建物の耐震化や施設、設備、医療機器などの老朽化、機能的劣化が課題となっています。
- 医療安全相談の多様化に伴い、保健所の相談機能の充実を図る必要があります。

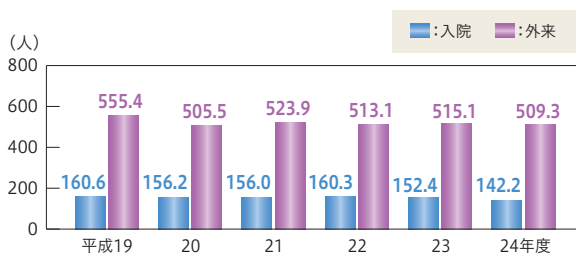
■ 市内医療施設数

区分	総数		病院		有床診療所		無床診療所	歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	施設数
平成19年度	765	5,237	23	4,976	22	261	438	282
平成20年度	768	5,174	23	4,913	22	261	440	283
平成21年度	767	5,131	23	4,873	21	258	442	281
平成22年度	778	5,077	23	4,869	19	208	459	277
平成23年度	792	5,269	24	5,061	19	208	464	285
平成24年度	806	5,295	24	5,109	17	186	480	285
国	-	-	-	-	-	-	-	-
県	1	400	1	400	-	-	-	-
市	8	257	1	257	-	-	7	-
健康保険組合	-	-	-	-	-	-	-	-
その他連合会	-	-	-	-	-	-	-	-
公益法人	5	310	1	310	-	-	3	1
医療法人	190	3,033	18	2,911	11	122	131	30
学校法人	5	991	1	991	-	-	4	-
会社	6	-	-	-	-	-	6	-
その他の法人	18	180	1	180	-	-	17	-
個人	573	124	1	60	6	64	312	254

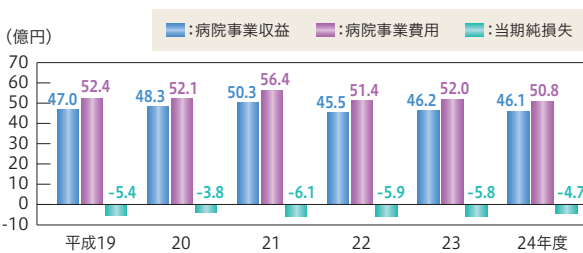
■ 市内病院の概況

区分	在院患者延数	6月末病床数		病床利用率(%)	外来患者延数
		6月末病床数	病床利用率(%)		
平成19年度	1,457,606	4,977	80.2	1,837,516	
平成20年度	1,431,839	4,976	79	1,727,627	
平成21年度	1,427,220	4,913	79.8	1,718,949	
平成22年度	1,443,148	4,873	81.2	1,706,661	
平成23年度	1,435,809	4,854	81	1,654,233	
平成24年度	1,486,015	5,061	80.2	1,700,682	
精神病院	214,324	680	61.6	28,126	
結核病院	-	-	-	-	
一般病院	1,271,691	4,381	81.5	1,672,556	
うち)県立	117,731	400	84.5	163,167	
うち)市立	52,544	257	87.7	125,571	

■ 中央病院1日当たり入院・外来患者数



■ 中央病院経営状況



基本方針

高齢化の進展や医療需要の高度化・専門化に対応できる医療体制の充実を図ります。また、市立中央病院は、経営の健全化に努めるとともに、国の医療施策や今後の医療環境の変化に対応し、効率的かつ効果的に公立病院としての役割を果たすための取組みを推進します。

主要な施策展開

(1) 地域医療体制の充実

初期診療における総合的な診断と治療を担う開業医の活動をもとに、在宅医療の推進や多様な診療機能を持つ医療機関相互の連携など、医療のシステム化を推進します。また、健康増進から疾病予防、診断、治療、リハビリテーションに至る、保健・福祉と連携した地域医療体制の充実を図ります。

さらに、市民の医療に関するニーズの増大に対応し、医療安全相談窓口の充実と医療機関の情報提供に努めます。

(2) 救急医療体制の充実

地域内の医療機関相互の機能分担と連携強化、県や近隣自治体との協力体制の構築により、休日、夜間における救急医療体制の充実に努めます。

(3) 市立中央病院の機能の強化

市立中央病院は、市内の医療環境の改善を図るため、今後県立西宮病院との統合を視野に入れた取組みを進めていきます。一方で、当分の間、現施設で継続して医療を提供していくため、医療サービスの向上及び経営の健全化を図るため、経営改革のプランに基づき、診療体制を見直すとともに、建物の耐震化、施設、設備の改修や医療機器の更新などを検討し、実施します。

市民一人ひとりの活動

- かかりつけ医・歯科医・薬剤師をもつなど、医療機関の適切な利用を行う。



まちづくり指標

指標の考え方

市立中央病院については、地域の中核的な医療機関としての役割を果たしていくため地域医療支援病院の承認を得ることを重点指標に設定するとともに、経営基盤の確立を図るため経常収支比率の改善に努めます。また、医療監視率の向上を図り、安全で安心できる医療提供体制の推進に努めます。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	中央病院の地域医療支援病院としての承認	-	-	-	承認	↗
	H30目標値の設定理由	式	かかりつけ医を支援する能力を備え、地域医療の確保を図ることのできる病院となるため			
○	中央病院経常収支比率	%	89.9	90.8	100.0	↗
	H30目標値の設定理由	式	経常収益／経常費用			
	医療監視率	%	40.6	43.9	100.0	↗
	H30目標値の設定理由	式	立入検査数／(病院+有床診療所+無床診療所／3)			
	H30目標値の設定理由		3年に1度の無床診療所に対する検査体制を確立します			



災害・危機に強い まちづくり

現状と課題

地震や洪水等の災害から市民の生命と財産を守り、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは行政の基本的な役割であり、国、県等と連携して、様々な危機事態に対応する管理体制の充実が求められています。さらに、防災活動を組織的に取り組むには公助（行政）の対応だけでは限界があります。このため自助（自分の身を自分の努力によって守る）、共助（地域や近隣の人が互いに協力し合う）を推進し、行政と市民の協働を深める必要があります。

- 本市では、平成7年の阪神・淡路大震災で多大な被害を受けたことを教訓として災害に強いまちづくりを推進し、平成22年4月に危機管理監ポストを配置するとともに、平成24年4月には、自然災害や危機管理などを主要業務とする防災危機管理局に改編し組織の強化に努めています。
- 自然災害以外でも様々な事件や事故が発生し、人の健康や食の安全に関わる不安も増大していますが、市民生活に危機を及ぼす事態に対応するため、市の危機管理指針に基づく「危機管理計画」や国民保護法に基づく「国民保護計画」を策定しています。
- 東日本大震災の教訓から、改めて近い将来の発生が予測される南海トラフ巨大地震に向けた備えが求められています。
- 大規模災害時には地域住民や事業所の自主的な救援救助活動が重要な役割を果たすことから、地域住民間の連帯感の醸成や組織化を促進する必要があります。



阪神・淡路大震災の被害（安井町）

基本方針

あらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、総合的な防災体制の充実を図るとともに、事件や事故など市民生活における危機について、適切な対応がとれる体制の推進を図るなど、市民の安心・安全の確保に努めます。

主要な施策展開

(1) 防災意識の高揚

市民一人ひとりが災害発生時に的確な対応ができるよう、また地域の防災力向上には地域コミュニティの果たす役割が大きいことから、市民が参加しやすい防災訓練の実施、講演会や市民出前講座の開催、地域と行政の協働による防災マップ作成などの活動を積極的に実施し、学校や地域単位での防災教育を推進するなど、防災意識の普及、啓発に努めます。

(2) 防災体制の確立

「地域防災計画」は、随時見直すとともに、計画に基づく総合的な防災体制を確立し、地域における防災力を強化するため、自主防災組織の結成、強化、活性化に対する支援や、事業所の地域防災活動への参加促進を図りま

す。また、災害時に援護を必要とする高齢者や障害のある人などへの避難支援体制を整備する等、災害時要援護者に対する取組みの推進や非常用物資の内容・量の見直し、防災備蓄倉庫の配置等の再検討を行います。あわせて災害発生時に市外からの支援を想定した受援計画についても検討を進めます。

特に、津波に対しては、広域連携における支援の方法等についての検討のほか、地域の災害対応能力の向上のための避難訓練や一時避難場所として有効な「津波避難ビル」の指定を進めるなど、これまでの地震に対する備えに加え、津波対策の強化を図ります。

(3) 都市防災力の強化

ライフラインの収容スペースである道路など公共構造物の耐震性の向上に努めるとともに、東日本大震災の教訓・経験を踏まえ、災害時の対策本部機能と市民への防災啓発機能を合わせ持つ(仮称)総合防災センターを整備します。

災害時に孤立化の恐れがある地区について、避難路・救援路の確保を図ります。

さらに、津波に対して備える防潮堤などの安全対策をより一層強化することや北部地域等における急傾斜地崩壊対策事業などの実施を県に要請します。

(4) 国民保護施策の推進

「国民保護計画」に基づき平素からの備えと、緊急事態、復旧などについての対応策を進めるとともに、緊急時の避難対応などについて市民への普及、啓発に努めます。

(5) 危機管理体制の推進

市民の生命、身体及び財産に直接被害を及ぼしたり、市民生活や事業所活動に大きな不安や不信を与えるような危機に対して、市の組織全体で発生の防止及び発生時の対応について被害や影響の軽減等に努めます。

(6) 情報の多重化・共有化

防災行政無線やさくらFM、市のホームページやツイッター、携帯電話のメール機能を利用した「にしのみや防災ネット」など、各種ツールを用いて災害に関する情報提供の多重化を図るとともに、市民や関係機関などと情報について共有化できる有効な受伝達手段やシステムの構築について調査・研究を進めます。

市民一人ひとりの活動

- 日頃から防災意識を高め、災害に対する自助と地域における共助の意識を向上させる。
- 防災訓練などの地域防災活動に参加する。

まちづくり指標

指標の考え方

市民の安心・安全の確保を図るとともに、市民自らの防災意識を高めるため、指定避難所の認知率を重点指標に位置付けます。また、自主防災組織結成率の増加に加え、災害時の情報伝達ツールである「にしのみや防災ネット」の登録率の増加に取り組んでいきます。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	指定避難場所の市民の認知率	%	65.0(H18)	66.2	100.0	↗
		式	アンケート			
	H30目標値の設定理由		生命に関わる情報であるため、100%を目標に設定			
○	自主防災組織結成率	%	88.9	90.4	100.0	↗
		式	自主防災組織加入世帯数/全世帯数			
	H30目標値の設定理由		全体的な地域防災体制の確立を目標に設定			
	にしのみや防災ネット登録率	%	-	14.0	100.0	↗
		式	にしのみや防災ネット登録件数/全世帯数			
	H30目標値の設定理由		全世帯を防災意識の高揚の対象と設定			

主な部門別計画

- 西宮市水防計画【防災危機管理局:昭和37年~】
- 西宮市地域防災計画【防災危機管理局:昭和38年~】
- 西宮市危機管理計画【防災危機管理局:平成23年3月~】
- 西宮市国民保護計画【防災危機管理局:平成19年3月~】



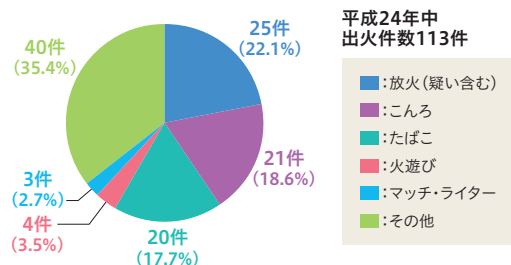
消防・救急救助体制の充実

現状と課題

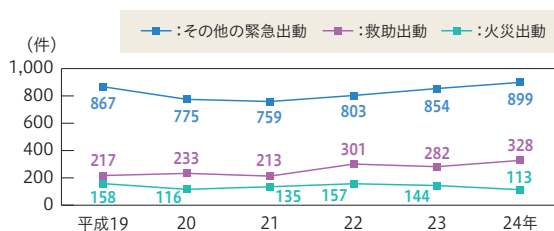
災害の形態は年々多種多様化してきており、今後予想される南海トラフ巨大地震への対応や、人口の増加、高齢化の進展などに伴い消防需要はさらに増大すると予想されます。

- 地域の連帯意識の希薄化などにより、災害への対応力の低下が懸念されるため、発災時の初動対応で重要な役割を担う消防団の体制強化が求められています。また、団員確保や高齢化対策は全国的な課題となっています。また、市民と行政が連携した消防防災体制の一層の充実を図るなど、地域防災力の強化が求められています。
- 本格的な高齢社会を迎えるにあたり、住宅火災における死傷者数の増加が予測されることから、住宅用火災警報器の設置を促進するなど防火対策の推進を図る必要があります。また、深刻な社会問題である放火火災の防止のためには、「放火されない環境づくり」などの取組みが必要となっています。
- 救急需要は年々増加しているため、救急救命士の育成と人員の確保が必要です。さらに、緊急時における救急救助体制の充実などの取組みが求められています。
- 地震、津波等の大災害発生時にも消防業務を維持できる構造と性能を備え、消防活動拠点としての機能を万全にするため、老朽化に加え、手狭となった消防庁舎の建替えを行うなど総合的な消防庁舎の整備が必要となっています。
- 今後予想される南海トラフ巨大地震に起因する津波災害への対応策を講じ、有事の際、より効果的な活動が展開できるなど、即応体制の強化が求められています。
- 団塊世代の大量退職等による職員の急速な世代交代に伴い、経験が浅い若手職員の育成が急務であり、適切な訓練を通じて、様々な災害活動に対応する能力を培っていく必要性が高まっています。

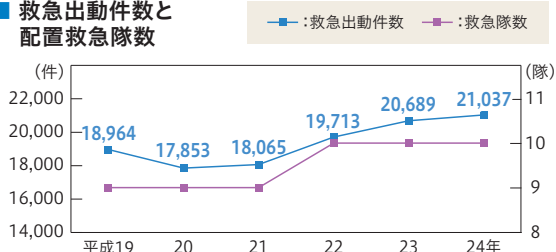
■ 主要原因別火災発生状況



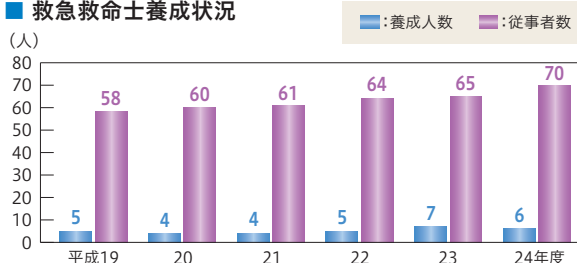
■ 緊急出動件数状況



■ 救急救出動件数と配置救急隊数



■ 救急救命士養成状況



基本方針

火災予防対策の推進や消防力の充実強化に努めるとともに、消防団や自主防災組織をはじめとする関係団体との連携を強化し、総合的な消防体制を確立します。
また、災害などの緊急事態から市民を守る救急救助体制の充実にも努めます。

主要な施策展開

(1) 予防対策の充実強化

火災を予防するため、違反事実や人命危険のある対象物への立入検査体制を強化し、防火管理体制の充実に努めます。また、防火に関する積極的な情報提供を行うとともに、高齢者などの災害時要援護者を火災から守るため、住宅用火災警報器の設置促進に努め、火災による被害をなくすための防火対策を推進します。

さらに、地域の防災力の強化を図るため、市民の防災意識の啓発に努め、集合住宅などの特徴を考慮した市民参加の防火・避難訓練の取組みを進めます。

(2) 消防体制の充実強化

災害時の応急対策が迅速かつ確に行えるよう、通信指令設備を充実させ、効果的な車両運用と部隊統制の徹底を図るとともに、消防団をはじめ、自主防災組織や消防協力隊、市民、事業所、関係団体との連携を強化し、総合的な消防体制を確立します。

また、消防施設や車両・資機材などの整備、消防水利の充実のほか、消防団の充実強化・活性化を図るため、若者の入団促進や処遇の改善、施設整備などに取り組みます。

老朽化や手狭となった消防庁舎への対応として、瓦木消防署甲東分署及び西宮消防署の建替えを行います。

また、消防職・団員の現場対応能力の向上を図るため、複数の部隊が連携した総合的な訓練が実施できる消防訓練施設の整備を進めるなど、総合的な消防体制の充実強化に取り組みます。

(3) 救急救助体制の充実強化

救急救助資機材などの充実や救急隊員及び救助隊員の知識・技術の向上を図るとともに、傷病者の搬送・受入体制などについて医療機関など関係機関との協力体制の強化を推進します。

高度救助用資機材を装備した高度救助隊の育成強化を図るとともに、救急及び救助隊の出動体制を強化することで、救急救助体制の充実に努めます。

また、救急車の利用のあり方などについて、市民に対する周知・啓発活動を強化するとともに、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるようAED(自動体外式除細動器)の取扱方法などを含め、応急手当の普及啓発を推進します。

基本計画各論

市民一人ひとりの活動

- 日頃から、防災意識を高め、各種の防災訓練に参加する。

まちづくり編／あんしん・あんぜん

まちづくり指標

指標の考え方

予防・消防・救急救助の総合的な取組みの中で、住宅用火災警報器の設置率を新たな指標に設定することにより、重点指標である人口10万人当たりの住宅火災の死者数との関係等を分析しながら、住宅火災の死者数ゼロを継続的な目標とします。また、救急救命士の救急業務従事者数を指標に位置付けて取り組んでいきます。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	人口10万人当たりの住宅火災の死者数(年中)	人	0.2	0.0	0.0	↓
		式	住宅火災による死者数/人口10万人(※放火自殺者等除く)			
	H30目標値の設定理由 消防の最終的な目標値として設定					
○	住宅用火災警報器の設置率	%	-	81.5	100	↑
		式	国による設置状況の推計結果			
	H30目標値の設定理由 全住宅への設置を目標値として設定					
	救急救命士の救急業務従事者数	人	58	70	88	↑
		式	-			
	H30目標値の設定理由 救急救命士が常時2名乗車する救急隊配置などを基準に設定					

主な部門別計画

- 西宮市地域防災計画【消防局関連部分：昭和38年～】
- 西宮市国民保護計画【消防局関連部分：平成19年3月～】



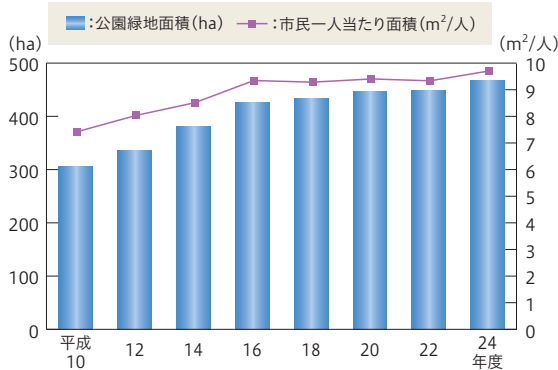
緑の保全と創造

現状と課題

公園や緑地といった都市の緑とオープンスペースは、都市における環境保全や景観形成、さらには市民のレクリエーション利用や都市防災の面からも、その役割は非常に重要となってきました。

- 本市は、中央部の六甲山系から北部地域の北摂山系にかけて豊かな樹林地が広がり、また、武庫川、夙川などの河川敷緑地、そして市街地内の神社、寺院の樹林などの自然緑地に恵まれているほか、臨海地域の甲子園浜、御前浜（香櫨園浜）には多くの野鳥が飛来する貴重な干潟や砂浜が残されています。
- 近郊緑地保全区域などの指定をはじめ、市街地における景観樹林保護地区や保護樹木の指定などの「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づく規制、誘導を進めるとともに、都市緑地法に基づく「緑の基本計画」を平成14年に策定し、緑地の適正な保全と公園緑地整備を含めた総合的な都市緑化を市民参加のもとに推進しています。また、西宮市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、「未来につなぐ 生物多様性にしのみや戦略」を平成24年に策定し、人と自然が共生するまちづくりを推進しています。
- 西宮の公園緑地は、平成25年3月31日現在618か所あり、市民一人当たりの面積が9.9㎡と、緑の基本計画の目標面積20㎡よりは依然低い状況にあります。また、618か所のうち237か所が市民団体等で管理されています。
- 緑化の推進は、公園緑地の整備に加え、公共施設の緑化を推進するとともに、緑地協定の締結誘導や県・市条例に基づく緑化指導を行っています。また、市民緑化活動への支援として、花と緑のコミュニティづくり助成、生垣・屋上・壁面緑化助成などを行っています。
- 今後とも市民にとって貴重な財産である自然環境を保全するとともに、市民、事業者、市が連携した緑化の推進が重要となっています。

公園緑地面積と市民1人当たり面積の推移



「日本の歴史公園100選」夙川公園

基本方針

「緑の基本計画」や「未来につなぐ 生物多様性にしのみや戦略」に基づき、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、花と緑のまちづくりを推進します。

主要な施策展開

(1) 自然緑地の保全と活用

六甲山系の樹林地については近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、自然公園区域として保全するほか、市街地部で、風致地区、生産緑地地区として住宅地や農地の緑を保全します。

その他、市の条例に基づき、保護樹木、景観樹林保護地区、生物保護地区として緑を保全します。

(2) 水辺環境の保全と活用

甲子園浜、御前浜（香爐園浜）の貴重な自然海浜の保全に努めるほか、市民が海辺に親しめる海岸線の整備を進めるとともに、身近な河川・水路における自然環境の再生を図ります。

(3) 生物多様性の確保

貴重な動植物が生息し、自然保護地区、鳥獣保護区、生物保護地区に指定されている地区の管理体制の充実を図り、保全活動を推進します。また、市民、事業者との参画協働により、生物多様性地域連携保全活動計画を作成し、地域に根ざした生態系の保全に努めます。

(4) 公園緑地の整備

西宮浜総合公園、御前浜公園の整備を進めるとともに、公園用地の確保に努めます。また、身近な公園緑地の維持管理については、地域住民が自主的に維持管理するための地域団体の育成に努めます。

(5) 水と緑のネットワークづくり

水と緑の軸となる夙川や武庫川などの河川敷緑地と、公園や街路樹などの緑のネットワーク化を図り、市民の散策や憩いの場あるいは多様な生き物たちの移動空間として、また災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能を高めます。

(6) 緑化の推進

公共施設の屋上や壁面の緑化を推進するとともに、花と緑のコミュニティづくり助成など、市民主体の緑化活動を支援します。また、西宮浜・鳴尾浜・塩瀬中央公園等において桜の名所づくりを進めます。さらに、緑地協定の締結誘導、県・市条例に基づく緑化指導など緑豊かなまちづくりを推進するとともに、屋上緑化などの普及に努めます。

市民一人ひとりの活動

● 身近な木々や草花を大切に作る。

まちづくり指標

指標の考え方

豊かな自然環境の保全に努めるため、緑地率の向上を重点指標に位置付けます。また、公園緑地の整備を進め、市民一人当たりの公園緑地面積の増加に取り組むとともに、市民一人ひとりの取組みにより緑化の推進を図るため、緑化活動を行っている市民の割合を新たな指標に設定します。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	緑地率	%	17.0	17.6	25.0	↗
		式	緑地面積/市内面積			
	H30目標値の設定理由	緑の基本計画より設定				
○	市民一人当たりの公園緑地面積	m ²	9.4	9.9	16.8	↗
		式	公園緑地面積/人口			
	H30目標値の設定理由	緑の基本計画より設定				
	花や木々を植えるなど、緑化活動を行っている市民の割合	%	-	60.0	65.0	↗
		式	まちづくり評価アンケート結果			
	H30目標値の設定理由	過去の実績値より設定				

主な部門別計画

- 緑の基本計画【土木局：平成14年4月～平成34年3月】
- 西宮市森林整備計画【産業環境局：平成24年4月～平成34年3月】
- 西宮市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）【都市局：平成23年4月～概ね10年間】





37 | 良好な市街地の形成

現状と課題

誰もが住み慣れた環境で、いつまでも快適に暮らしていくためには、まちの個性を活かした良好な生活環境を維持・向上させる必要があります。そのためには、土地利用を適正に誘導するとともに計画的なまちづくりを推進していく必要があります。

- 平成 22 年度に改訂した「西宮市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」では、まちづくりの基本理念を「宮水の『えん』でつなぎ育む美しいまち西宮」としました。
今後も「文教住宅都市」としての良好な都市イメージを大切に育み、多くの人があこがれ、訪れたい、暮らしたいと思うまちづくりを進めることとしています。
- 南部地域は震災により大きな被害を受けたため、市街地の早期復興・再生に努めてきました。また震災の影響や社会経済状況の変化等により、大規模な土地利用の転換、マンション建設が相次いだことから高度地区の強化や地区計画の活用などにより秩序ある土地利用の誘導に努めてきました。計画的な市街地整備が進む一方、道路や公園などの公共施設の整備率が低い地域も残っており、防災面から、これらの地域の改善が課題となっています。また、中心市街地の活性化や大規模遊休地等の適正な土地利用誘導なども課題となっています。
- 北部地域は、緑豊かな自然に恵まれた地域であり、大規模なニュータウンについては、地区計画の指定等により良好な住環境やまちなみが保全されています。しかし、南部地域と比べ交通条件が悪いことから、利便性の向上などが課題となっています。また、名塩ニュータウンの早期完成や地域特性を活かした既存集落でのまちづくりなども課題となっています。
- 臨海地域については、産業団地に産業集積が進むとともに、西宮マリナパークシティや新西宮ヨットハーバー、県立甲子園浜海浜公園等が整備され、魅力あるウォーターフロントが形成されてきました。甲子園浜や御前浜（香櫨園浜）の自然海浜などでも親水性に配慮した整備が進められてきましたが、西宮旧港周辺は未整備のため、整備を進める必要があります。

■ 市街地開発事業等の事例（西宮北口駅周辺地区）



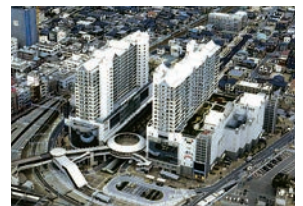
事業前



事業後



芸術文化センターと高松公園



アクタ西宮

基本方針

南部地域・北部地域・臨海地域のそれぞれの地域が有する土地利用の状況や自然環境、歴史、まちなみ等の特性を生かした、災害に強く安全で快適なまちづくりを推進します。また、良好な市街地の形成を図るため、中心市街地の活性化、合理的な土地利用、都市施設の整備に努めます。

主要な施策展開

(1) 魅力的な都市核の形成

阪急西宮北口駅周辺地区については、都市基盤整備が概ね完了し、土地利用の進展が図られたことから、今後も、うるおいと活力のあるまちづくりを目指して、都市機能の維持・更新に努めるとともに、阪神西宮・JR西宮駅周辺地区については、阪神西宮駅北側の駅前広場や市役所周辺の庁舎等の整備・検討に取り組むなど、本市の都市核にふさわしい賑わいと魅力あるまちづくりを進めます。

また、都市核の相互の回遊性を強化するため、両都市核を結ぶ主要な幹線道路沿道において、魅力あるまちなみの形成を図るとともに、JR西宮駅北側の旧国鉄用地、旧食肉センター用地及び芦原小学校跡地を活用し、全市的観点からの施設の整備に向けた取組みを進めます。

(2) 市街地の整備等

甲東瓦木地区など道路等の基盤施設が不足している地区については、それぞれの地区特性に応じた整備手法について、これまでの土地区画整理事業の見直しも含めて検討を行い、災害に強く安全で快適な市街地の形成に努めます。また、鳴尾駅前地区については、鉄道の連続立体交差事業と併せて土地区画整理事業を進めます。

平成24年8月末をもって操業を停止したアサヒビール西宮工場跡地における大規模土地利用転換に対しては、地区計画等の指定により、南部市街地の中心部に位置する交通至便な立地条件を活かした良好なまちづくりの実現を目指します。

生産緑地地区に指定されている農地については、都市の貴重な緑地空間として保全に努めます。

また、生産緑地地区以外の農地については、計画的な宅地化への誘導や緑地空間・防災空間として、その保全・活用を図ります。

臨海部の西宮浜総合公園、御前浜公園と西宮旧港周辺については、一体的に緑地やレクリエーション施設などの整備を進め、希少な自然海浜とともに、市民の憩いの場や魅力あるウォーターフロントとして新たなまちづくりを進めます。

(3) 市民主体のまちづくり等

市民のまちづくり活動に対する意識と参画の高まりを受け、市民等が主体に取り組む活動に対して、専門家の派遣などの助成を行い、市民参加のまちづくり活動を支援するとともに、地区計画、景観重点地区、建築協定、緑地協定のほか地区まちづくり計画の活用等により、地域環境の改善、向上を図ります。

市民一人ひとりの活動

- まちづくりに対する意識を高め、良好なまちなみの保全、育成に努める。

まちづくり指標

指標の考え方

良好な市街地の形成を図るため、災害に強く安全で快適なまちづくりを進める手法である土地区画整理事業と都市再生整備計画事業を市街地整備事業とし、その進捗率を重点指標に位置付けます。また、地域主体のまちづくり手法である地区計画の指定地区数を指標として設定し、取り組んでいきます。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	市街地整備事業進捗率	%	26.5	61.9	69.7	↗
		式	事業施行面積／事業区域面積			
	H30目標値の設定理由	H30での完了予定施行面積に基づく進捗率を設定				
○	地区計画の指定地区数	箇所	32	32	35	↗
		式	-			
	H30目標値の設定理由	過去のまちづくり相談地区を設定				

主な部門別計画

■ 西宮市の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)【都市局：平成23年4月～概ね10年間】

6 計画的な施設の整備・保全

現状と課題

- 平成 18 年 1 月に、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行され、平成 27 年度までの耐震化率の数値目標が示されました。
- これまで整備してきた公共施設の老朽化が進み、維持管理及び保全整備費用の増加が避けられなくなっています。今後の人口動向や地域の状況、市民ニーズ等を踏まえて施設の必要性を十分検討し、将来的な財政負担を軽減できるよう、施設整備のあり方を検討していく必要があります。また、予防保全の観点から、定期的に点検し優先順位を考慮しながら適正な修繕を行い、施設の管理費用の低減と長寿命化を図ることが求められています。

基本方針

公共施設の全市的な最適化を目指した「公共施設マネジメント」を推進し、市民サービスをできるだけ維持しつつ、安全で安心な公共施設の整備に努めるとともに、効率的な施設の管理を行います。

主要な施策展開

(1) 安全・安心で利用しやすい施設整備

建物の耐震化については、災害時に重要な拠点となる施設などを優先的に実施し、耐震化率 100%をめざします。耐震化は施設の重要度に応じた耐震強度の割り増しを行うとともに、今後は、津波に対する対応等も検討し、安全・安心な施設整備に努めます。

また、誰もが使いやすいバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進します。

(2) 施設の計画的・効率的な保全・改築

施設の維持・保全においては、市が管理している公共施設のうち、一定規模以上の施設を対象とした「中長期修繕計画」に基づき、計画的に施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

また、公共施設の計画的・効率的な改築等を図るため、鯨池浄水場跡地活用の検討を行います。

(3) 環境への配慮

公共施設の新築や増改築時などには、太陽光などの再生可能エネルギーや省エネルギーの取組みを検討し、環境負荷低減に配慮した施設整備を推進します。

(4) 公共施設マネジメントの推進体制づくり

公共施設に関する情報について、全庁的に一元管理を行うための仕組みを構築します。また、各施設所管課をはじめとする関係部局による全庁横断的な連携・推進体制を構築します。

(5) 本庁舎周辺の整備

市民サービスの向上や危機管理体制の強化を図るため、本庁舎及び周辺の公共施設について、老朽化等による建替え更新とあわせた機能の集約化や適正配置など、総合防災センター機能を含めた総合的な整備計画を策定し、効果的な施設整備を進めます。

まちづくり指標

指標の考え方

公共施設の耐震化率を重点指標に位置付け、「西宮市耐震改修促進計画」に基づき、災害時に重要な拠点となる施設や不特定多数の人が利用する公共施設の耐震化を進めています。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	市の管理する公共施設の耐震化率 (学校園・市営住宅・水道施設を除く特定建築物)	%	59.4	78.9	100.0	↑
		式	耐震化棟数/対象棟数			
	H30目標値の設定理由		西宮市耐震改修促進計画の目標値による			

主な部門別計画

■ 公共施設マネジメントのための基本的な方針【政策局：平成24年12月～】

■ 西宮市耐震改修促進計画【土木局：平成20年4月～平成28年3月】



ふれあい 感動
文教住宅都市・西宮

第4次西宮市総合計画
(中間改定)



文教住宅、平和非核、環境学習
三都市宣言周年記念ロゴマーク